別記様式

表面

第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一　(略) 二　第十七条第二項(中略)の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者 三　第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者 四　第十七条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者 五　第十七条第三項(中略)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者(第十七条第一項の調査の対象である職員(中略)を除く。) 六～十九　(略) ②　(略)	No. ＿＿＿＿＿ 調　　査　　員　　証

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

裏面

下記の者は、人事院規則22―2第10条第1項の規定により指名した調査員であることを証する。

写

真

官職
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
生年月日　　（　　）　　年　　月　　日
勤務官署　　国家公務員倫理審査会事務局
所 在 地

発行年月日
　令和　　年　　月　　日
有効期限
　令和　　年　　月　　日

国家公務員倫理審査会

国家公務員法(抄)

(人事院の調査)

第十七条　人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し調査することができる。

2　人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。

3　人事院は、第一項の調査(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。)に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所(職員として勤務していた場所を含む。)に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第十七条の二　人事院は、前条の規定による権限(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限り、かつ、第九十条第一項に規定する審査請求に係るものを除く。)を国家公務員倫理審査会に委任する。